

令和 8 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 2 月 26 日 (木) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

玉城 正智	島袋 輝雄	久保田 政子
赤嶺 三枝子	金城 宏達	仲吉 勝弘

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

7 番 農業委員 久保田 隆之 8 番 農業委員 大城 真由美

【議事日程】

日程第 1 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について

日程第 5 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地
利用集積等促進計画案に係る意見について

日程第 6 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

令和 8 年 第 2 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 2 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 3 名、推進委員 3 名が欠席となっておりますが、審議には影響ありません。 それでは会長よろしくをお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 2 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 7 番農業委員の久保田隆之さん、8 番農業委員の大城真由美さんでお願いします。次回調査委員は、9 番農業委員の赤嶺道彦さん、10 番農業委員の山城弘美さん、4 番推進委員の伊敷栄三さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (11 件) 日程第 2 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (2 件) 日程第 4 議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (3 件) 日程第 5 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (5 件) 日程第 6 議案第 10 号 非農地証明願いについて (1 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	説明を始める前に訂正があります。3 条 1 1 件とありますが、3 ページの 8 番が取り下げになったため、全部で 10 件となります。 それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は真栄平の 2 筆で売買による所有権移転であります。2 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は米須の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は大度の 2 筆で売買に

	よる所有権移転であります。5番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。3ページをお開き下さい。6番は真栄里の2筆で売買による所有権移転であります。7番は豊原の2筆で売買による所有権移転であります。 8番は取り下げであります。9番は北波平の2筆で5年間の賃借権の設定であります。10番は豊原の1筆で贈与による所有権移転であります。11番は宇江城の1筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	6番と11番の対価が安く感じますが、水が無いからですか。
会長	対価の詳細については確認しておりません。
委員	9番は、中間管理機構を通した案件だった気がしますが。
会長	中間管理機構にはあがってきておりません。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第5号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第5号は可とします。 次に議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは6ページをお開き下さい。1番は喜屋武の1筆で第2種で、自動車修理場への転用であります。現況は、すでに整地されており、修理場が建っている状況です。申請人は、農地という認識がないまま20数年前に建てており、修理場は貸借している様です。説明は以上です。

会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページをお開きください。 申請地は、集落内に位置し、四方を住宅地で囲まれた第 2 種農地であります。そのため修理場及び車両置場としての転用は問題ないものと判断しました。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 6 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 6 号は可とします。 次に議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 10 ページをお開き下さい。1 番は大里の 1 筆で第 1 種農地で、農家住宅への転用であります。2 番は座波の 1 筆で第 2 種農地で、一住宅への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	11 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。 13 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、雑種地等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。

委員	一般住宅と農家住宅の違いを教えてください。
事務局	市街化調整区域の中でも、開発許可を受ける際に住宅が建設しやすい緩和区域と、緩和区域外があります。緩和区域と比較して規制が厳しく、農業従事者及び分家住宅として建設が認められる内容となります。
会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第7号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第7号は可とします。 次に議案第8号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは15ページをお開き下さい。3件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第8号は同意とします。 次に議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは21ページをお開きください。7-77～7-81まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。

会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 9 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 9 号は可とします。 次に議案第 10 号非農地証明願いについて事務局説明願います。
事務局	22 ページをお開き下さい。申請地は、20年以上前から山林・原野化しており、今回、駐車場として敷地拡張された残地で、面積が 39 m ² と小さく、今後も農地としての利用が見込めない状況であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	資料の23ページをお開き下さい。事務局と久保田委員と大城委員と玉城推進委員の4人で現場確認を行いました。今回の非農地証明願の土地は、大度集落の国道沿いの位置にあり、駐車場として敷地拡張された残地となっており、面積が 39 m ² と小さく、今後も畑としての耕作は見込めないと思われる為、非農地証明を許可しても、何ら問題は無いものと判断いたしました。委員の皆様のご意見を宜しく願います。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	去年、転用の申請があった場所だと思いますが。
事務局	23 ページをお開き下さい。黄色で囲まれた部分が、今回の申請地であります、もともと右側の三角の部分と一筆です。三角の部分に関しては、5 条申請の中で、県がどうしても一筆としては受けられないということで、去年この 1 筆の内m ² の部分を 5 条申請で許可を受けています。それで残った残地が今回申請にあがっているという状況であります。
会長	他に質問はありませんか。
委員	質問なし。

会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 9 号については可とよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 10 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。 7 番農業委員 久保田 隆之 8 番農業委員 大城、真由美